

会報 No423 令和8年2月1日(日) 発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-aoiro-forum.comめぐろ青色申告会
ホームページ

令和7年分 決算・個人サポート

予約は
お済みですか？令和7年分決算・個人サポートのご予約はお済みですか？
まだの方は 令和7年12月に配布した予約申し込みのお知らせ
(イメージ右) をご覧ください(HPに掲載あり)

【予約方法】

- ①ファックス (本会報P4へ掲載あり)
- ②ハガキ (要 切手貼付)
- ③インターネット (www.meguro-aoiro-forum.com)

①②③のいずれかでお早めにご予約ください

決算サポート予約フォーム→



ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」

e-Tax代理送信をご希望の方は、
東京税理士会目黒支部のご協力
により、2月中にサポート受講終
了の方が対象予定です。※※e-Tax代理送信は、送信件数により
お断りする場合があります。

決算・個人サポート期間の注意事項とお願い

☑資料が足りないときと再来局が必要になる場合があります！

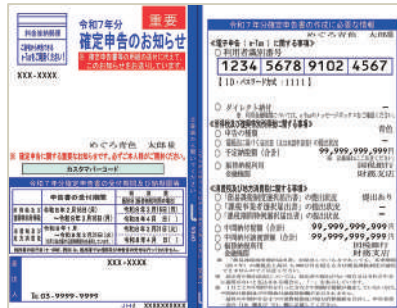
- ◆所得控除関連の証明書 ※控除を適用する場合、控除証明書が必要です。
- ◆医療費控除について
医療費控除の明細書【内訳書】にご記入いただきお持ちください。
(領収書は添付しません。5年間保管が必要です)



〈持ち物チェックリスト〉

国税庁ホームページ
(医療費控除を受ける方へ)

◆税務署から届いた「確定申告のお知らせ」ハガキ



〈イメージ〉

このハガキには、申告の種類や
予定納税額など重要な情報が記載
されていますので、お手元に届い
た方は必ずお持ちください。

☑記入漏れ、計算誤り、申告漏れに ご注意ください

※売上(事業収入)、仕入、経費等、来局前に
もう一度ご確認ください。

☑他の会員の方へのご迷惑となります！

- ×集計や添付書類、帳簿等が不完全なままの予約。
- ×「保険料の証明書があった」などの決算サポート終了後の訂正。
- ×予約当日キャンセル、またはご連絡のないキャンセルが
多くなっています。今後のサポートをお断りする場合がありますので、必ず事前にご連絡ください。



65・55万円青色申告特別控除の適用を希望される方へ

《貸借は一致していますか?》

事前サポートの受講なく、貸借対照表が不一致や一致していても内容が不備の状態では、10万円控除とさせていただきます。

- 総勘定元帳の①現金残高が一日でもマイナスとなっている
②預金残高が通帳残高と違っている
③各勘定科目の残高がマイナスとなっている など

65万円・55万円の
青色申告特別控除は
適用できません

新築・改築があった方

本財団で事前サポートを受けていない方は
受講が複数回必要です！

必要書類(特に工事内容がわかる見積書等)を
持って2月中に受講してください。

※要特別会費

譲渡・交換買い替えがあった方

本財団では譲渡サポートは実施していません
事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」を
お持ちください。

税務署へ相談する方へ【事前予約が必要です】
譲渡した物件が、事業・不動産の資産の場合、
前年の決算書や譲渡に関わる資料をご持参して
ください。

e-Tax 代理送信について

2月末締め切り予定ですが、受講人数によっては締め切りが早まる場合があります。希望される方は、お早めに受講をお願いします。なお、3月16日(月)以降の消費税申告についてはe-Tax代理送信は行っておりません。

本財団では、職員がサポート対応のため、電話でのご質問にお答えできません

決算・個人サポート期間中の質問は…下記の方法でご確認ください

令和7年分
確定申告特集



確定申告期に多い
お問合せ事項Q&A



タックスアンサー
(よくある税の質問)



〈国税庁ホームページ〉

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

〈目黒税務署 自動音声サービス〉

- ① 03-3711-6251へ電話
- ② 自動音声に従い「0」を選択
- ③ 相談内容に応じた番号選択

完全予約制＜消費税 決算・個人サポートのご案内＞

消費税の
確定申告が
必要です！

◆インボイス発行事業者に登録した方（課税売上高が1,000万円以下でも）

※年の途中でインボイス発行事業者の登録を受けた場合、
登録日からその年の12月31日までの消費税の申告が必要です。

◆課税売上高が1,000万円超の方など

会 場：目黒青色申告会館 ※エレベーターなし

期 間：令和8年3月16日(月)～3月31日(火)＜土・日・祝日除く＞

予約方法：1/22～3/12の所得税の決算・個人サポート期間内で
所得税の申告完了後に、ご予約をお受けいたします

持 ち 物：令和5、6、7年分の決算書と申告書(所得税)

令和5、6年分の申告書(消費税)

令和7年分の帳簿税率区分表* など

*税率区分表とは、科目ごとに、それぞれ税率別に区分し、集計したものです

※詳しい内容は受付時にお渡しいたします

特別会費： [簡易] 4,400円 [2割] 4,400円 [本則] 8,800円 (すべて税込)



税務署からのお知らせです

令和8年5月から税務署窓口での
納税証明書の請求・受取の受付は
9時～15時までをお願いします

【窓口受取】の場合は、事前に
オンライン請求をお願いします

オンライン申請 (e-Tax Web版)

税務署では、申告書等の控えに
收受日付印の押なつを行っていません

令和7年1月より、申告書等の控えへの收受日付印
の押なつが廃止されました。

今後は、控えの作成・保管および提出年月日の自己
管理をお願いします。

なお、提出時には收受日付を記載したリーフレット
が交付されます。

希望される方は、税務署窓口へお申し出ください。

無料法律相談(完全予約制) 日程(2～6月)

東京弁護士会所属の顧問弁護士が対応します。

※事前にご予約が必要です。相談ご希望の場合は、事
務局へご連絡ください。

■1人1時間以内 午後1時30分または、午後3時

■相談日 2月19日(木) 3月19日(木) 4月16日(木)
5月21日(木) 6月18日(木)

相談日は、変更になる場合がございます。

事前に最新の情報を確認ください。

「令和8年度税制改正大綱」

青色申告会の税制改正要望が
実現しました！

これからも個人事業者のための税制を要望していきます

令和7年12月19日、令和8年度税制改正大
綱が決定しました。青色申告会が最重点要望事
項に掲げていた3つの改正が実現します(抜粋)。

1 令和9年分から青色申告特別控除が見直されます

控除額の上限が75万円に引き上げられます。

※優良な電子帳簿で記帳・保存し、e-Tax で申告が条件
となります。

2 インボイス制度の経過措置が延長されます

①納税額を売上税額の2割とする2割特例は、割合を
3割に見直し、個人事業者に限って2年延長され令
和9年分と10年分の申告で利用できます。

②インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに
係る税額控除の経過措置は、適用期間や控除可能割
合を見直し、適用期限が2年延長されます。

3 個人版事業承継税制の申請期限が延長されます

個人版事業承継税制の事業承継計画の提出期限が2年6
か月延長されます。

青色申告会の税制改正運動を応援してく
ださる会員の皆様のご理解とご協力に感
謝いたします。今後も税制改正要望の実
現に向けた運動に取り組んで参ります



詳しくは財務省ホームページで
ご確認ください。



一般財団法人
青色家づくり支援機構

「木と生きる幸福」安心して暮らせる木の先進技術 住友林業(株)と提携

昨年12月、(一財)青色家づくり支援機構は、住友林業(株)と業務連携を開始しました。
これにより、住まいづくりの可能性がさらに広がり、より多彩で質の高いご提案ができる
体制が整いました。新築のご相談はもちろん、補助金・助成金制度についてもお気軽に
お問い合わせください。

<提携先>

パナソニックホームズ(株) 旭化成ホームズ(株) 大和ハウス工業(株) ミサワホーム(株) **新提携！** 住友林業(株)



FAX送信方向

令和7年分決算・個人サポート ファックス予約申込書

予約日時 月 日 時

★階段移動が困難で、1階でのサポートを希望〈☐する〉会員 No. ☐役員 ※役員の方は☒マークを入れてください

会員名

住所

電話 ()

業種

※この用紙に直接記入し、送信ください。

送信後は本人控えとして、予約当日に受付にご提出ください。

※送信ミスのないよう送信記録をご確認ください。

※希望日時が定員に達して、予約できないときのみ、事務局からご連絡いたします。

※予約の変更は他の会員さんにご迷惑がかかります。やむを得ない場合以外の予約変更はお控えくださいますようお願いいたします。

重要事項

適切なサポートのために必要です。必ずご記入ください。

1～16で該当する番号をすべて○印で囲んでください。〈 〉内はいずれかを○で囲み、下線部には必要事項を書き込んでください。

1 下記2～16に該当しない

〈事前サポート受講 ↓〉

2 新規開業の方：令和7年____月に開業した

〈 済 ・ 未 〉

3 建物を新築した

〈 済 ・ 未 〉

4 大きな修繕をした：____万円程度

〈 済 ・ 未 〉

5 土地・建物等を購入した

〈 済 ・ 未 〉

6 相続があった

〈 済 ・ 未 〉

7 車を購入（または買換）した

〈 済 ・ 未 〉

8 青色申告特別控除65・55万円の適用〈 継続 ・ 初めて 〉

〈 済 ・ 未 〉

※初めての方で事前サポートを受けていない方は、ご自身で貸借対照表を一致させてからご来局ください。

65・55万円控除適用のための複数回受講はお断りする場合があります。

※代理送信は日程等により希望に添えない場合があります。

9 土地・建物等を売却（または買換）した

※事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」をお持ちください。

10 本財団に令和7年4月以降に入会した

11 令和7年3月以前からの会員で初めて受講する

12 特定口座以外の株式等の譲渡があった ⇒ 税務署にて、計算書を作成してきてください。

13 特定口座の株式等譲渡 〈 有 ・ 無 〉

14 外国税配当 〈 有 ・ 無 〉

15 令和7年中に 〈 休業 ・ 廃業 ・ 事業主死亡 〉した

16 同日に家族の方もサポートが必要な方 → _____人分

※サポートを受けるご家族のお名前、業種をご記入ください

お名前：_____ 業種：_____

めぐろ青色申告会事務局行 24時間受付

FAX：03-3713-1185

ファックス予約申込書・キリトリ線

※決算・個人サポート予約をファックスで申し込む場合は、この予約申込書に必要事項をご記入いただき、お送りください。